

## 高梁市給食サービス事業実施要領

平成 25 年 12 月 18 日  
要領第 8 号  
改正 平成 26 年 5 月 13 日 要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、高梁市老人福祉対策事業実施要綱(平成 16 年高梁市告示第 20 号。以下「要綱」という。)に基づき、配食サービス状況把握事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の名称)

第 2 条 この事業の名称は、高梁市給食サービス事業(以下「事業」という。)という。

(事業の内容)

第 3 条 この事業は、利用者の健康等の状況に応じた食事の宅配及び安否確認(以下「宅配等」という。)を基本としたサービスを提供するものとする。

2 宅配等の実施回数については、地域の実情に応じ週 4 回以内とする。

(対象者)

第 4 条 対象者は、市内に住所を有し、現に居住し、次のいずれかに該当する者であって、老衰、心身の障害又は疾病等により調理が困難な者とする。

(1) 概ね 65 歳以上の者(以下「高齢者」という。)で、一人暮らし、高齢者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の高齢者

(2) 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者(以下「障害者」という。)で、一人暮らし、障害者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯の障害者

(利用申請)

第 5 条 サービスを利用しようとする者は、給食サービス事業申込書(以下「申込書」という。)を提出するものとする。

2 提出のあった申込書は、記載事項を確認し、市へ提出するものとする。

(基準単価)

第 6 条 基準単価の設定は、1 食あたり食材費 309 円、調理費 361 円及びボランティア、シルバー人材センターへの配送費、その他人件費及び事務費をもって積算するものとする。

(利用料)

第 7 条 利用者は、1 食あたり 300 円を納入するものとする。

(経理)

第8条 事業に係る会計を他の事業と区分し、管理するものとする。

(事故防止)

第9条 事業を実施するにあたり、調理を委託された調理業者は、食品衛生法等の法令を遵守し、感染症、食中毒等の事故が生じないよう万全の対策を講ずるものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに事故状況を報告するとともに、発生時の原因究明と改善に努めなければならない。

2 宅配等を実施するボランティア団体等は、利用者宅まで安全に運搬を行うものとし、万が一事故が生じたときは、速やかに事故状況を報告し、適切な措置を講ずるものとする。

(事業の推進)

第10条 事業の実施にあたっては、広く住民の理解を求め、積極的な協力が得られるよう周知に努めるものとし、民生委員児童委員、ボランティア団体及びその他関係機関と密接な連携を保ち、事業の円滑な実施に努めるものとする。

附 則(平成25年要領第8号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年要領第1号)

この要領は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。